令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(I-7-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: I -7-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	血液対策課長 中谷 祐貴子 総務課医薬品副作用被害対策室長 今泉 愛					
施策の概要	【血液事業の推進】 ・ 我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとて、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これ向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実)・ なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計いる。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しない・ 少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血層(10代から30代)の献血者数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知が、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶり・ 令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5力年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を設定し、献血推進の取組を強化していくこととしている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等にた。これまで血液製剤の安定供給に支障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものでき起対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には「献血を実に応じた血液製剤の安定供給に図る取組を支援することを記載した。 ・ このほか、科学技術の発展や血液事業を巡る情勢の変化を踏まえ、以下の①~③の見直しを行う血液法① 科学技術の発展を踏まえた採血等の制限の緩和例えば、血液由来PS細胞を医薬品試験に活用する場合など、医療の発展に寄与する採血を認める。② 採血業の事業者による血液供給体制に資するため、採血業への新規参入者の予見可能性の確保及び高額、細事業者のガバナンスを強化するための措置 採血業許可を採血所単位から事業者単位の規制にするとともに、現場における採血業務を管理する責任いが訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 ・ HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ発症者に対して、※1 エイズ発症前の血液製剤によるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に対し、発症予防に役立でるための調査研究を実施。症状況を発音に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状況を発音がある。症状況を発音の血液製剤によるHIV感染者でするものの複製剤によるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状況を発症を変換の血液製剤によるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状況を変換したるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状況を実施したの、症状況を発症の表しれば、表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、表しれば、表しれば、表しれば、発症の表しれば、発症の表しれば、表しれば、表しれば、発症の表しれば、表しれば、発症の表しれば、表しれば、表しれば、表しれば、表しれば、表しれば、表しれば、表しれば、	はらの経緯等を踏まえ、「安全な血液している。 計画という。)及び「血液製剤の安気よう確保する必要があるため、医療しまる必要があるため、医療した。 一一を需給将来推計シミュレーションは 度の上昇を目標に掲げ、献血推進に増加傾向に転じた。 策定した。①若年層の献血者数の おけるテレワーク・時差出ロナウるとを踏まえ、新型コインにある。 を踏まえ、新型コインにある。 を踏まえ、新型コインにある。 を踏まる採血業」が含まれていることを踏まえ、が含まれている。 ではる子とを踏まるが含まれている。 を踏まる採血業」が含まれている。 では者を法律に規定し、その責務を は、その責務を は、その責務を は、その責務を は、その責務を は、ことをは、ことをは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことで	複製剤の安定供給の確保等に関する 供給に関する計画」(以下「需給計画 機関における日々の血液製剤の需要 機関における日々の血液製剤の需要 一般ではないでは、では27年度から今の取組みを強化してきたところ。中期 増加②安定的な献血の確保③複数回 等の影響を受け、企業等で実 でまたがある。とを地方自治体に周知した。また、令を できれている。	法律」(昭和31年法律 」という。)を策定し、献 要に応じて必要量を確 	第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の は血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めて 保している。 一般を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年 で、「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となった を自会員サービスの利用推進士の4つの項目について数値目標 になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じ 2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染 は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても医療需要					
施策実現のための背景・課題	※2 エイズ発症者(和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。 - 医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。 - 一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約35%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3)延べ献血者数 約514万人):10代(5.9%)、20代(22.3%)、30代(27.3%)、40代(23.3%)、50代・60代(21.2%) 令和元年度(延べ献血者数 約493万人):10代(5.4%)、20代(14.8%)、30代(16.6%)、40代(27.4%)、50代・60代(35.8%) - 国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要がある。特に、近年減少が顕著な10代~30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4)全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方のの健康を考慮し、60~64歳の間に献血経験のある方に限る。 - 平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実									
	施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。 達成目標/課題との対応関係				曲					
各課題に対応した達成目標	目標1 ・ 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液221万Q、原料血漿120万Qを確保して血安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。	^{【被製剤を} ※令和2年度の献血(年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 和2年度の献血の推進に関する計画(令和2年厚生労働省告示第161号) 年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定							
	(課題1) ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。 目標2 - (課題2) -	している。※令和2年	る。※令和2年度の血液製剤の安定供給に関する計画(令和2年厚生労働省告示第162号)							

達成目標1について | 本度ごとの目標値 | 年度ごとの目標値 | 年度ごとの目標値 | 年度ごとの目標値 | 年度ごとの実績値 | 1標値 | 年度ごとの実績値 | 1標値 | 1様位 | 1様位 | 1様位 | 1様位 | 1様位 | 1様である。 | 1様である。

温山	定指標(アウトカム、アウトプット)					年度ごとの実績値						
	字に〇を付した指標は主要な指標	基準値 基準年		▏目標値	目標年度	平成29年 度		平成30年 令和元年 度 度		令和3年 度	↓ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
						195万ℓ	199万ℓ	213万ℓ	221万ℓ	222万ℓ	・ 毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した	
(1)	安定供給に必要な血液量の確保状況(アウトカム)	_	_	221万0	令和3年度	187万见	200万ℓ	215万ℓ	224万ℓ		※ 献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要 況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:193万L、平成28年度実績:191万L	
$\overline{}$	安定供給に必要な原料血漿の量の確					93.5万ℓ	99.0万ℓ	112万ℓ	120万ℓ	122.3万ℓ	・ 毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量 定めているため、当該数値を目標値として設定した。	
2)	保状況(アウトカム)	_	——————————————————————————————————————	120万ℓ	令和3年度	92万ℓ	99.3万ℓ	114.4万0	125.2万ℓ		※ 献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の 要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:90.9万L、平成28年度実績:96.5万L	
		10/5.400/				-	-	-	10代:7.0% 20代:8.1% 30代:7.6%		少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代(※)~30代の若年層の献血率を増加させる必要があることから、測定打として選定した。	
3	若年層の献血率の割合 (アウトカム)	10代: 4.2% 20代: 5.5% 30代: 5.6%	令和2年度	6.7%	令和7年度	20代:5.7%	20代:5.6%	10代:5.5% 20代:5.7% 30代:5.5%	20代:5.5%		令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。 ※ 10代とは献血可能年齢である16~19歳を指す。	
	献血推進活動に協力いただける企業・					-	-	-	60,000社	62,000社	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。	
4	団体数(アウトカム)	60,854社	令和2年度	70,000社	令和7年度	56,151社	57,781社	59,280社	60,854社		令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。	
_	複数回献血者数	1,024,863	A T- 0 /- /-		A 7 4	_	-	-	120万人	110万人	20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返 献血に協力いただくことが求められることから、測定指標として選定した。	
5	(アウトカム)	,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	令和2年度	120万人	令和7年度	944,962人	949,140人	983,351人	1,024,863 人		や和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。	
	献血Web会員サービスの利用者数	2,468,899		F00T 1	△1 02/5 ⇔	-	-	-	-	270万人	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。	
6	(アウトプット)		令和2年度	500万人	令和7年度	1,528,996 人	1,688,052 人	2,035,145 人	2,468,899 人		・ 令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実施との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。	
	達成手段1	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予質類	関連する 指標番号	•			達成	(手段の概)	要、施策目標達成への寄与の内容等	

| 予算額 | 予算額 | 予算額 | 予算額 | 予算額 | 予算額 | 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | 137百万円 | 136百万円 | 136百万円 | 124百万円 | 119百万円 | 119

市和3年度行政争業レビュー争業番号

2021-厚労-20-0305

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		坐千吧	基準年度		目標年度	平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	例だ旧様の医定理由及び日禄値(小牛・日禄牛皮)の政定の依拠	
		-	-	_	-	-	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。
(耋	参考指標)			平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	ede:	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握す			
	7 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数(アウトプット					509	496	491	486	_	る上で重要な指標である。 (参考) 指標4:エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 平成27年度実績:520人、平成28年度実績:513人	
8 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数(アウトプット)							119	120	119	120		中版27年度美績:320人、平成26年度美績:313人 指標5:血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 平成27年度実績:110人、平成28年度実績:111人

	達成手段2	令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号			令和3年度行政事業レビュー事業番号								
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業(平成5年度)	499百万円 499百万円		497百万円	7,8	方に37,000 ②裁判上の	血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額53,000円、それ以外の に37,000円を支給。 裁判上の和解が成立した者であって、エイズを発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。 HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。									
	佐佐の子笠佐(ブロ)	令和元年度					令和2年度			令和3年度						
	施策の予算額(千円)	東のア昇観(十円) 635,261					629,252			938,008 政策評価実施時期		平成30年度 令和4年度				
	施策の執行額(千円) 623,168 525,444															
					施政方針演	説等の名称	5	年月	B	関	I係部分(概要·記載箇所	;)				
	後に関係する内閣の重要施策 政方針演説等のうち主なもの)	閣議決定「献	ば血の推進に	こついて」				昭和39年	政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するた 年8月21日 公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体によ の整備を推進するものとする。							